

梶舟子閑寿は青木鷺水に非ず：和学者覚書

川平，敏文

<https://doi.org/10.15017/4741905>

出版情報：雅俗. 6, pp.118-133, 1999-01-20. 雅俗の会
バージョン：
権利関係：



梟舟子閑寿は青木鷺水に非ず

——和学者覚書——

川 平 敏 文

元禄期。徒然草注釈史の上ではこの時期迄に、秦宗巴、林羅山、松永貞徳、加藤磐斎、清水春流、北村季吟、南部草寿、山岡元隣、高田宗賢、釈惠空、岡西惟中等々、錚々たる顔触れが十余抄の注釈を世に問っており、しかも貞享末年には、それ等を集成した浩瀚なる『徒然草諸抄大成』二十卷（浅香久敬編）が既に用意されていて、幕初以来急激な展開を遂げてきた徒然草の考究も、この時期は漸く安定期に入つたと見える。内藤忠明『内安録』（『温知叢書』第三卷所収）には、大田南畝が塙保己一に、「徒然草の『諸集大成』は、よく委敷注を書たるものにて、見るによきものと存候、いかゞ」と問た所、保己一が、「徒然草を書たる兼好は、『諸集大成』に書たる程はものは知るまじき」と答えたという逸話が載るが、かくの如く『諸抄大成』は、江戸時代を通じて永く斯界の権威であり、また象徴たり得た。しかしながら、『諸抄大成』を越えんとする試みが江戸時代において全く為されなかつたのかと言え、必ずしもそうではない。

京都の書肆上村次郎右衛門が梟舟子閑寿の『徒然草集説』十五巻を擁し、『諸抄大成』に競合せんと名乗りを上げたのは、元禄十四年秋の事であつた。『集説』の板下はこの時既に完成し、上村は次の工程に取り掛かろうとしていたのであるが、『諸抄大成』板元四肆はこれを黙許して過ごさず、『集説』を『諸抄大成』の類板として、現代でいう著作権侵害訴訟を、時の書林行事へ起こす事になる。この提訴は一部認められ、『集説』は上村と『諸抄大成』板元四肆の相板という形で漸く板行に

漕ぎ着けたのであるが、その後、当の上村は『集説』から撤退し、結局は『諸抄大成』板元がその板権をほぼ完全に手中に収める事となる。この事件の内容、そしてそれが以後の注釈史に及ぼした影響については以前にも述べた事があるので今は細叙しないが、かかる経緯が板元の営業方針にも微妙な影響を落としたものか、『諸抄大成』がその後も後印を繰り返されたらしいのに比して、『集説』はその伝存部数も『諸抄大成』に比して極めて僅少であり、由来、江戸時代において遂に『諸抄大成』以上の評価を得る事はなかったものらしい。

かくして長い間、文学史に埋没していた『集説』であったが、閑寿の考説を特色あるものと認め、現今の徒然草研究にも資すべき多くの価値があると指摘したのは、元禄からは遠く隔たった昭和初期の、重松信弘「徒然草研究史（一）」（『国語と国文学』・昭和四年六月）が恐らくその最初であつたらう。その後、田辺爵『徒然草諸注集成』（昭和三十七年）においても、『集説』が実証的な態度に裏付けられた優れた研究書であるとの評価が下され、閑寿の卓説の一部が紹介されたのであるが、『集説』の近世文学史における位置付けについては、未だ詳述されたものを知らない。閑寿の伝についても又、これまで殆ど明らかにされておらず、唯だこの『集説』の他に、兼好の伝記『兼好諸国物語』（六卷六冊、宝永三年刊）、自撰歌集『しらずよみの歌反古』（二卷一冊、享保九年写）の著がある事、また北村季吟編と伝えられる『岩つゝじ』（二卷二冊、正徳三年刊）の梓行に関与している事、そして、彼を俳諧点者・浮世草子作者等として名の知られる青木鷺水と同一視する見解が江戸時代以来行われていた事、等といった諸点が知られているばかりである。

私見に拠れば、『集説』は、元禄期以前の古典注釈としては画期的な考説を多く含む、高田宗賢『徒然草大全』（延宝五年刊）の流れを汲む注釈書であり、元禄期の京都地下和学が到達していた高度を知る上で極めて重要な位置を占めるものと考えるのであるが、その論はまた別稿にて開陳する事として、本稿では一先ず、抑も閑寿が如何なる人物で、また如何なる学問的背景を持っていたかという事を検証しておきたいと思う。そこで、彼の伝の中では最も注目される問題、青木鷺水同一人物説の是非を軸に、この問題を考察して行く事とする。

二 閑寿と鷺水

閑寿を青木鷺水とする説の淵源は、どうやら江戸時代の書籍目録の記載にあるらしい。正徳五年刊『書籍目録大全』には次のように記されている。

十五
上村 吉田 つれ／＼草集説 鷺水 二十目

上段右端の「十五」というのは『集説』の巻冊、「上村」「吉田」は板元を代表する二名、即ち上村次郎右衛門と吉田四郎右衛門で、以下書名、著者、値段の順で記載されている訳であるが、ここでは明らかに、著者は「閑寿」ではなく「鷺水」とされている（猶、小川武彦編『青木鷺水集』別巻（平成三年刊、ゆまに書房）所載の「年譜」に拠れば、宝永六年板『書籍目録』にも同じ記述がありとするが、未見）。そしてこの「鷺水」を青木鷺水と同定している事が明確に知られるものとしては、時代も下る天保九年刊『誹家大系図』がその最初である。ここで青木鷺水は、浮世草子作者として、その著す所は井原西鶴にも劣らぬと評されているが、そこで紹介された著述書の中には、「徒然草集説」の名をはっきりと確認する事が出来る。該当箇所は次の通り。

青木氏。通称詳ナラズ。歌仙堂ト号。又白梅園・三省軒ノ數号アリ。弱冠ヨリ才智衆人ニ秀テ、殊ニ俗事ノ文詞ニ妙ヲ得テ、著ス所ノ冊子、井ノ西霍ニモ劣ラズ。家書、「誹諧新式」「誹諧指南」「誹諧良材」「糸屑増補」「万歳衆付合」「万葉假名遣」「春のもの」「徒然草集説」「故事要言」等アリ。没スル年詳ナラズ。『家譜』ニ、「享保十八年癸丑三月廿六日没、行年七十六」トアレドモ、オボツカナシ。

さて、鷺水は俳諧点者としてや、また浮世草子作者として有していたと思しきそれなりの名声にも拘わらず、この頃の同様な文筆活動の傾向を持った作家達と同様、今一つ伝の詳かでない人であるが、閑寿との比較の都合上、その伝の知れる所を極く大雑把にも述べておかねばなるまい。^{注4}

先ずその生没年に関して。『誹家大系図』後半に『家譜』として引用されているのが『誹諧家譜』（宝暦元年刊）である事は言うまでもなからうが、『誹家大系図』はこの「享保十八年癸丑三月廿六日没、行年七十六」という『誹諧家譜』記載の鷺水の没年月日を、「オボツカナシ」と記す。しかし後述する鷺水の著述活動の時期から推断すれば、彼は享保の末をそう下らない時期に没したと考えて無理はないようであり、一応、『誹諧家譜』の享保十八年没、七十六歳という記事を信用して逆算すれば、その生年は万治元年という事になる。

次にその著述活動に関して。鷺水のそれは、主に俳諧点者として活動した元禄期と、浮世草子作者として活動した宝永期に大きく二分されると言つて良い。ここでは便宜上、鷺水の主要な著述を年代順に並べてみる。

- | | | | |
|----|------------|--------|-------|
| 1 | 『こんな事』 | 元禄四年刊 | 俳諧撰集 |
| 2 | 『春の物』 | 同 五年刊 | 同 |
| 3 | 『誹諧寄垣諸抄大成』 | 同 八年刊 | 俳諧作法書 |
| 4 | 『手ならひ』 | 同 九年刊 | 俳諧撰集 |
| 5 | 『誹諧指南大全』 | 同 十年刊 | 俳諧作法書 |
| 6 | 『誹諧良材集』 | 同 十年刊 | 同 |
| 7 | 『誹諧大成新式』 | 同 十一年刊 | 同 |
| 8 | 『万葉仮名遣』 | 同 十一年刊 | 仮名遣書 |
| 9 | 『誹諧節用集』 | 同 十三年刊 | 俳諧辞書 |
| ※ | 『徒然草集説』 | 同 十四年刊 | 注釈 |
| 10 | 『若えびす』 | 同 十五年刊 | 雑俳集 |
| 11 | 『和漢故事要言』 | 宝永二年刊 | 故事物 |
| 12 | 『御伽百物語』 | 同 三年刊 | 浮世草子 |
| ※ | 『兼好諸国物語』 | 同 三年刊 | 伝記 |

- | | | | | |
|----|-------------|--------|---------------|------|
| 13 | 『近代因果物語』 | 同 | 四年刊 | 浮世草子 |
| 14 | 『本朝新堪忍記』 | 同 | 五年刊 | 同 |
| 15 | 『新玉櫛笥』 | 同 | 六年刊 | 同 |
| ※ | 『しらずよみの歌反古』 | 享保九年写 | 歌集 | |
| 16 | 『俳諧をぐるま』 | 同 十年刊 | 雑俳集 | |
| 17 | 『献象来暦』 | 同 十四年刊 | * 同年板、書籍目録に拠る | |

元禄期の鷺水は、当時の俳諧師を遊女に見立てて評判した徹土編『花見車』（元禄十五年刊）に、手跡を能くする利口な「たいこ女郎」に見立てられ、「とくさま（信徳）や団さま（団水）のつきもの」（括弧内は引用者補）で、「たゞ気のない子にて立身なし」と評されているが、彼の俳諧師としての名は、正しくその「たいこ女郎」振り、即ち流派にあまり拘泥せず脇役に徹する、俳諧作法書方面での著述にあったと言えなくもない。3、5、6、7等がそれで、特に7『俳諧大成新式』は、没後も改題・改編されつつ、近世後期まで長く愛用された。又、仮名遣書の8、一種の辞典である9等には、和漢の典籍に通ずる鷺水の一面が示されており、その学者肌がやや見え隠れしている。

宝永期以後の鷺水は、10『和漢故事要言』の編纂あたりを機に、和漢故事の翻案を織り込んだ教訓奇談浮世草子へとその著述の重心を移して行くが、その様相は12・15迄、殆ど毎年のように浮世草子を刊行している事で確かめられよう。そして、鷺水生前の著作と考えられる物で年代の確定する最後の物となるのが17『献象来暦』である。内容は享保十四年度の献象を扱った物である事には間違いないが、同年の書籍目録に所載されるのみで、現存を知らない。

さて、この鷺水の主要著述一覧に重ね合わせてみたのが、※で記した所の閑寿の著述である。先述のように、元禄期の鷺水は俳諧関係の実用書を次々と企画・編纂しているのが、かかる鷺水が元禄十四年、俳諧作法書において諸説を集成し読者の便覧に備えたように、徒然草諸注を集成した『集説』を編纂したという事は、当時の同様な著述傾向を持った人の事跡——例えば徒然草注釈書『女訓徒然草』（六卷、元禄十五年刊）を遺す都の錦などその好例である——から見ても如何にも有り得そうな事ではある。そして又、『集説』の著者閑寿が、浮世草子を精力的に執筆した宝永期の鷺水と揆を一にするが如く

に、宝永三年に『兼好諸国物語』なる浮世草子風の外題の書物を刊行している時、両者は更に近付くかのような感がある。

それではこの閑寿・鷺水同一人物説に対して、従来はどのような見解が示されて来たか。先ず徒然草注釈史研究の側からは、田辺爵（前掲書）は、「閑寿こと青木鷺水（万治元年～享保十八年）は、野々口立圃の門人で、京住みの俳諧者であり、浮世草子の作家である」と、閑寿と鷺水を同一視しており、次いで吉澤貞人「閑寿の『兼好諸国物語』について」（『名古屋大学国語国文学論集』・昭和四十八年四月）は、「閑寿と鷺水が同一人物であるかどうかについては後考を俟たねばならないが、仮に同一人物とすれば」云々と、即断を躊躇している。鷺水研究の側からは、小川武彦（前掲書）は『集説』に言及して、「時代的にも、なるほど鷺水は、これらの作をものしりでもある。後考を俟つ」と、同一人物説に近付きながらも、やはり結論を保留している。

しかしこの問題を最初に呈示し、且つ閑寿・鷺水同一人物説を否定したのは、柳牧也「鷺水略年譜」（『古典遺産』六・昭和三十四年七月）であった。だがその否定の根拠が些か不明解なものであった為か、後に続く吉澤と小川はこの柳論文の説を踏まえつつも、上述の如くその結論を躊躇したのである。

柳が鷺水と閑寿を別人と判断した根拠は、恐らく『集説』の閑寿自序から導き出されたものである。その自序に拠れば、閑寿は若い頃から徒然草を好み、人から教唆を得た説や自分で考え出した説を、所持する本の欄外に書き込んで友人達と意見を交わしたりしていたというが、その友人の中に、閑寿に新しい徒然草注釈書の編述を頻りに奨める者がいたという。その後の件を掲出しておく。

……もとより無下に文にくらき身の、老のおとろへさへいたりにて侍れば、抄物などゝ物し侍るべき器にしあらぬにぞ、かけてもおもひよらざる事にて過侍りけるを、一日或人の問きたりて此文の物語すとて、「近きとし比かるとよ、諸抄をひとつにあつめられたる抄出も侍れば、今はもとむべくもあらねど、童蒙の為には猶やうも侍るべし、それをたどりてかきねて諸抄を書あつめてよ」としきりに又すゝめられ侍りけるに、好む心のもよほしにや、「誠に旧説を書うつし侍らんはいとしもやすかめり、唯、老のすさみごとをこそし侍るべけれ」と思ひとりて、やがて数抄をあつめし侍るつゝめでに、愚本の説々をもかたへにそへて、其すなはち是を徒然草集説といひて侍りぬ。

さて、問題はこの文章中に閑寿の年齢が仄めかされている事である。彼は今、「老のおとろへさへいた」る年齢にあり、またこの注釈の編纂は、「老のすさみごと」であるとも言ふ。『集説』の刊記は元禄十四年十一月であるから、この時点で閑寿は老年に差し掛かる位の年配であつた事が判るのであるが、ではこの当時、一方の鷺水は何歳であつたかというのと、『誹諧家譜』記載の没年から逆算すれば、鷺水四十四歳の折である。しかもこの元禄・宝永期における彼の旺盛な著作活動を考えると、いくら謙辞であるにしても、鷺水に「老のおとろへ」という言葉は当らないように感じられる。柳の閑寿・鷺水同一人物説否定の論拠も、不明確ながらこの点にあると推測され、柳はその「鷺水略年譜」元禄十四年十一月の項に、この序文と先述の『書籍目録大全』の記事を掲げ、

もちろん、閑寿と鷺水を同一人物とすることは出来ないが、といつて「集説」刊行からは遠くない時期に出た書籍目録を全く無視することも出来ない。出版事情に明るい書肆仲間が「集説」を鷺水作とみていたのにはそれだけの理由があつたからだと思われる。あるいは序にいう「或人」が鷺水であつて、彼が閑寿老に出版を勧め、「集説」を板元に持ちこんだのであろうか。

と述べるが、続く吉澤・小川がこの柳説を踏まえながらもその断定を躊躇した事、先に述べた通りである。そこで今、閑寿・鷺水同一人物説を否定する根拠の幾つかを新たに加えてみたいと思う。

『集説』第二四三段の注釈には、「予、若年の比、中川のほとり立本寺の日審師の説法を聴聞し侍る事ありしに」として、日蓮僧日審の、京都具足山立本寺における談義説法について触れた箇所がある。日審は『法華座敷談義』（承応二年刊）の著作あり、説教を能くして当代の富留那と称せられ、近衛邸に招かれて法華の妙法を説き、後水尾院の叡感を蒙つたとまで伝えられる人で、同じ宗門の深草元政は『草山集』（延宝二年刊）に、日審の行状や賛、また立本寺の鐘銘を収め、深くこの人を敬慕している。今、元政の書いたこの日審の行状を参考として、閑寿の談義聴聞の時を推定してみると、以下の通りである。

日審が立本寺に入つたのは正保四年の事、その十二年後の万治二年正月、彼は六十一歳にて立本寺を退隠、寛文六年三月十五日に六十八歳で示寂している。すれば、閑寿が立本寺で日審の談義を聴聞することが可能であつたのは、正保四年から万治二年迄の十二年間に限定される事になるが、これを仮に鷺水に当てはめてみると、日審の談義を立本寺で聴く為の最下限、つま

り日審の立本寺退隠時である万治二年としても、万治元年生まれの鷺水は、僅か二歳の幼齡なのである。彼には、日審師の講説を立本寺で聴聞する機会は無かったと見て良い。

更に閑寿の年齢については、鷺水とは別人と言ひ得るはぼ決定的な証拠を呈示する事が出来る。それは、後述する享保九年十二月成立、閑寿の自撰歌集『しらずよみの歌反古』の詞書に、「明れば八十の除夜に」というものが見出せる事である。この歌集は元禄十四年頃から享保九年迄の彼の詠草を集めたもので、詞書の中に屢々見出せる年記から、それ等がほぼ年代順に配列されてある事が推測されるのであるが、この「明れば八十の除夜に」という詞書は、巻末に程近い享保八年の詞書の後にあるので、閑寿は享保九年頃、八十歳の正月を迎えた事が判る。従つてこれは、享保十八年に齡七十六で没したという鷺水とは、明白な齟齬を来す事になるのである。因みに、仮に閑寿が享保九年に八十歳であつたとすれば、「老のおとろへ」に差し掛かったという序文を書いた『集説』刊行時の元禄十四年は、閑寿五十七歳。また立本寺で日審師の談義を聴聞したという「若年の比」は、日審の立本寺退隠時万治二年として十五歳となり、先ずは妥当な線が浮かび上がる。

現在の所、閑寿が鷺水に非ざる事はこれだけでも十分示し得ると思ふが、それでも鷺水の生没年に『俳諧家譜』以外の確証が取れない以上、年齢的な問題を論拠としてこれを別人と結論付けるにはなお危ぶまれる節もあらう。以下に閑寿の学問や作風といったもの、及び彼の交遊圈等を考へて行く中で、この閑寿・鷺水同一人物説について再度批判を加へて行く事としよう。

三 閑寿の学問と交遊圈

閑寿が如何なる学問的背景を持った人物であつたのか、それを知るには、彼が如何なる文献に精通していたのかをしてみるのが近道であるが、幸いにも彼には『集説』なる格好の資料が存する。『集説』における閑寿の自説、即ち「今云」、或いは「今按」等として論述される考説に引用される文献を、便宜上、漢籍・仏書・和書の三種に大別し、それぞれの点数と、その延べ引用回数を計上してみると、凡そ次のようになる。猶、それぞれの分類に於いて、引用回数が多い上位五位迄の文献名を

下に掲げたので、併せて参覧されたい。

分類	点数	延べ引用数	主要文献名 (・上位五点を掲出す。 ・括弧内は引用回数。)
漢籍	3	10	白氏文集(4) 老子(3) 莊子(3) ※ 以上三点のみ
仏書	67	115	絵詞伝(9) 釈氏要覧(8) 首楞嚴經(6) 三教指帰(6) 行者用心集(5) ……
和書	113	373	古今著聞集(23) 源氏物語(20) 宇津保物語(18) 枕草子(15) 増鏡(12) ……

表を一覧するに、引用文献に和書が断然多いのは徒然草の注釈であるから一先ず当然の事として、目を惹くのは、漢籍が殆ど引用されていないという事実、そして仏書が比較的多く見られるという事実である。特に漢籍の引用が、僅かに白氏文集・老子・莊子の三点に留まり、経書が全く引用されていない事は、先行する徒然草注釈書の傾向に比して大きな特徴と言うべきで、この点、例えば四書五経を縦横に引き用いた、『諸抄大成』の編者・浅香久敬の考説等とは全く逆の傾向を持ったものとする事が出来るであろう。『集説』第一九〇段の注には、「兼好は仏者にて和歌の人也」とし、「然るを儒者にもあらぬ兼好を是非に儒者にせんとし、五常の論迄はあらぬ常の人情のうへを、とかく五常の義へいひまはさんとする説もあり。難「信用」也」とあるが、この言がその儘、仏書・和書を旨とし、漢籍を用いないという注釈姿勢にも反映されているように思われる。そしてこの事実は、閑寿の学問・思想に占める儒学の割合が、さほど重大な物では無かったであろう事を推測せしめる。

所で、閑寿が仏教に関する相当に深い学識を持っていたらしき事は、上の表からも容易に窺知されようが、仏書の内でも特に、『絵詞伝』を始めとする浄土宗関連の文献が多く引用されている事は注目すべきであろう。彼が浄土宗門徒であつたらし

き事は、例えば徒然草第三九段の注に、「円光大師の御意はかり難く侍れば、予が如きの者申すもいとおほけなく侍れど」と、浄土宗の開祖、円光大師（法然）を尊畏している事、また第八九段の注に、連歌師には時宗の門徒が多いという北村季吟『徒然草文段抄』の記述に関連して、浄土宗門徒にもそれが多いと附言している事、或いは第二二七段の注に、六時礼讃の行事について「浄家の或知識」に質問し、且つ当時、鹿ヶ谷萬無寺法然院で行われた六時礼讃に、浄土宗門徒の参詣せざるを嘆いている事等々からも想像されるのである。閑寿の自撰歌集『しらずよみの歌反古』には、内題下に「俗沙弥舟子閑寿」との署名が見えており、またその歌集中の詞書には、「京極の辺の寺の内の庵に移り住侍りし初に」、「享保五年、都のかたへに庵をつくりて住侍る」等というものも見えるから、彼は或る特定の寺院の住僧という訳ではなかったものらしいが、ともあれ閑寿の仏学に関する知識が浄土宗系の人脈の中で培われたものであった事、そしてこの人脈がまた、彼の謂わば文化生活の基盤そのものでもあった事は、以下に見る『歌反古』の詞書を以ても了解されるであらう。

例えば、詞書に「獅子谷法然院の宣誉上人に折々詣て、いとしたしく物せられしまゝに」云々とする法然院の宣誉は、上に見た『集説』第二二七段の注で、六時礼讃の事を質問したという「浄家の或知識」と関係がある人であらう。法然院は円光大師二十五霊場の一。同段の注釈に獅子谷法然院の六時礼讃の事が書かれている事からも、その可能性は高い。

或いは、「義山上人、花の頃、知恩院の院内に寄宿ありときゝて立よりて申侍し」とある義山も、浄土僧として良いであらう。言うまでもなく、知恩院は浄土宗総本山である。当時の浄土僧で義山を名乗る者と言えば、『成唯識論懸譚』（元禄七年刊）、『当麻曼陀羅述獎記』（元禄十六年刊）、『贈円光大師号絵詞』（宝永八年刊）他、多くの著述を残した「義山」があるが、これと同一人物かどうかは未考である。閑寿は義山から、「兼好法師の年譜」（例の『園太暦』仕立ての偽文か）を借用したとも言う。

又、「高野山定光院龍鑊阿闍梨の七十の契に、隆長闍梨にかはりて」とある隆長は、闍梨という尊称からしても密教系の僧である事が察せられるが、この人には『一枚起請但信鈔』（宝永四年刊）なる浄土宗関係の著述が残っている。本書に付された「洛下散人浮休子」の序には、「台宗之隆長公、不佞方外之友也。公自^リ少^{カリシ}、智識深明、游^ニ刃^ヲ三蔵^ニ。但以^テ其^ノ志^シ涉^ニ諸宗^ヲ、不^レ追^ハ諸師之隊^ヲ。……嘗^ハ負^レ笈^ヲ在^ニ東武^ニ之日、旁^ク探^リ浄土^ヲ、教籍^ヲ、謁^ニ諸名徳^ヲ、質^ス其所蘊^ヲ」とあるか

ら、隆長は天台の学僧でありながらも諸宗派に通じ、浄土宗にも深い造詣があった事が知られる。またこの書には、「東山獅子谷沙門忍徴」の序も付されており、そこには「台門隆長闍梨^ハ、予^カ莫逆也^{ナリ}」とも見えるから、閑寿と隆長との関係も、やはりこの鹿ヶ谷法然院を中心とした浄土宗系の人脈の中で考えて良い事になる。因みに、閑寿代詠の七十の賀歌を贈られた高野山定光院の龍鑲阿闍梨は、微雲軒と号し、円珠庵主契沖とは高野山時代から親交のあった僧で、源氏・日本紀等について契沖に質疑したり、『百人一首改観抄』や『古今余材抄』等を借用したりしていた事が、その書簡から知られる（『契沖全集』第八卷所収）。

この他、『歌反古』の詞書に見える人物は、丈隠法師・又玄法師・千之和尚・玉隠禅師・相阿法師・実周法師等々、その殆どが僧侶である。これ等の人物の素性は今の所掴みきれていないが、詞書に拠れば、閑寿は日常的に彼等と和歌を贈答し合い、互いの庵室を訪問したり、また時に東山の双林寺に向いて歌会を催したりもしており、これ等の僧達こそが、閑寿が徒然草に関する自説を度々聞いて貰ったり、教唆を受けたりしたという、『集説』序文の「友どち」に重なるものであったに相違ない。そのような学問的な「場」が、元禄期の法然院を中心とした人脈の中には存在していたのであろうし、また多くの文献を駆使した閑寿の実証主義——これは前述別稿に詳述する予定である——を支えていたのが、かかる人脈を通じての寺院の蔵書であった事も、当然考えられて良い。閑寿は徒然草第九段の注で、先行諸注が鶺鴒呑みにして引用していた「大威徳陀羅尼經」という経文の偽文なる事を、或る寺の経蔵に入り、黄檗梓行の大蔵經（所謂鉄眼版であろう）を閲覧して報告しているが、それもやはり斯様な寺院の蔵書あつての事だったであろう。

それでは、彼の和学の師系はどうか。『歌反古』詞書に拠れば、彼の外祖父は歌道に心を寄せた人で、娘すなわち閑寿の母に栄花物語を自ら書き与えたといい、彼女もまた源氏物語五十四帖を一人で手写した程の人であったと言うから、彼の和学の素養は先ず母方の筋で培われたものであったろう。しかし、彼の和学に影響を与えたと思われる人物としては、万葉学に特に優れていたとされる京都の地下歌学者で、宮川松堅や、後に契沖の高足となる今井似閑が始め就いて学んだという、木瀬三之を挙げなければならない。『歌反古』詞書の中に、

先師三之法師の像をある人ゑがきて、（三之に）賛を乞ければ、やがて九十ぢあまりの老眼の泪をぬぐひ筆を染られて、

「いける世のかひこそなけれ歌をだにうつして人の忍び出なば」と書ておくれりしよしを聞侍る事をおもひ出て

(括弧内は引用者補)

というものがあり、閑寿は三之を「先師」と呼んでいる。「いける世の」の三之詠歌は、宮川松堅編『和歌五十人一首』(享保八年刊)に、「自の寿像に」という詞書にて収められるものと同歌で、同集で松堅は三之の事を、「博学得業、近代之賢人」としている。三之は、大正期に佐佐木信綱が、「茂睡・長流よりも先に伝授の思想を愚人の説と喝破した第一人者」として大きく取り上げた人物ではあるが(「伝授思想破壊の第一人」)。「國學院雜誌」二〇一十二、必ずしもよく知られている人物とは言えない故、此処に三之の人柄が知られる幾つかの記事を抜き書きしておく。

先ず貝原益軒の『朝野雜載』(享保十九年序)巻十五には、三之を記して次のように云う。

京都の三之と云者、和歌を詠ずる事を好む。自若年無妻子。不近色。不慕勢利。不知世変。唯好読神書・佛書・儒書・歌書。至忘寝食。雖有權貴之招。辞而不住。西洞院通出水上ル町住居。歌書を講ず。元禄二、三年の頃、九十歳にして死す。(『益軒全集』第八卷、国書刊行会)

三之は神儒仏の三学兼修の人で、歌学に長じ、その性質は色を退け権勢を疎み、唯だ読書学問に耽る隱士の風、謂わば「学隠」とも称すべき人柄であつた事が偲ばれる。又、宮川松堅の『さざれ石』(写本、京都大学文学科閲覧室本)には、

三之老人は、人にむかひても目をふたぎ、手を拱て安座する事なく、歌の事やらん思案してゐられる。世の雑談などする人有には不答、歌の事など尋ねれば目をひらきてこたへられける。

と、人と対面しても目を瞑り、始終和歌の事を思案している様子で、それ以外の話題では人の雑談にも応じなかつたという三之の崎人振りを伝えている。而してその学風は、今井似閑編『諸説録』(写本一冊、天理図書館蔵)に載る三之の断片的な学説を見るに、確かにそれは相当ラディカルなものであつた事が知られる。

・惣テ古今ニ伝受ナド云ル事有ベカラズ。貫之心ニハ、アマネク和歌ノ心ヲモロ人ニシラセマホシクオモヒテ書タレバ、夢
く秘伝有ベカラズ。序ニモ、「今モミソナハシ、後ノ代ニモツタハレ」トカケリ。末ノ代ニナリテ、オロカナル人ニイ
ヤシキ心ヨリ、伝受トイヘル事ハ始レリ。

・制詞ハ長ケ高キ詞タルニヨリテ、不功ノ人、其意ヲヨミトク事カタキニヨリテナリ。ヨクヨミダニオホセタラス、^(マツ)憚コトアルベカラズ。

そこには水戸の西山義公に聘せらるも辞して往かなかつた、下河辺長流や契沖等と何処となく相通う、この時代の万葉学者の気骨ある風貌が感じられるのではないか。

三之の名は『集説』の中でも二度出る。一つは第一〇四段の注で、「木之瀬三之説」として載せられた、梓の木に関する考証、今一つは第二三八段の注で、「一日、三之隠士、予に物語せられて云」として載せられた、三之の博覧強記を物語る長文の談話。『集説』が斯様に同時代人の名前を明示し、その考説や談話を長々と記す例は他に無く、これも閑寿の、先師三之の学識への畏敬の念が滲み出たものと言えるかも知れぬ。但し、閑寿の学問が具体的に、如何ほど三之のそれに影響を受けたものかという点については、纏まった著述の遺らぬ三之が相手であつてみれば、その比較考量は甚だ困難を極める。又その「古今伝授」に対する考え方一つを取つてみても、閑寿は、「凡哥書に古今集をはじめとして、彼是の書に甚深の口決あるは古來の説にて誠に尊重すべき事とぞ承る」(『集説』巻首、「難^ニ信用^一類説之事」)と、三之よりも保守的な態度を示す場合もあつて、閑寿が三之の学説をそのまま戴くものではなかつた事も注意されなければならない(尤も、『集説』が『諸説録』の如き講筵の聞書ではなく、公刊された注釈書である事も一応は考慮に容れる必要はあろうが)。しかし、閑寿が三之の学風に何等の影響も及ぼされなかつたとは先ず考えられず、そこには三之の飄逸として旧習に囚われぬ学風の影響が、某かはあつたものと思う。

四 結語

最後に、閑寿作『兼好諸国物語』、及び彼がその刊行に関与した『岩つゝじ』についても寸言を加えておく事としよう。

『兼好諸国物語』(宝永三年刊)は半紙本六卷六冊、京都上村四郎兵衛、他二肆板。題簽に「絵入」の角書がある如く、十六葉の挿絵が入る。一見、浮世草子風の外題・体裁であるが、内題には「兼好物語」とだけある通り、この書は、兼好の出生

から終焉、そして徒然草の流布に至る迄の事跡を四十七の章段に分けて綴った、一代記風の伝記物語である。当時新出資料として話題となっていた『園太暦』偽文がその典拠の中心であるが（各章段の典拠については前掲吉澤論考に考察あり）、先に見た『歌反古』の詞書中、義山上人から「兼好の年譜」を借用したとあった記事は、この書の成立と直接関わるものかも知れない。

所で興味深いのは、この書には各章段ごとに、難解語句・登場人物の略伝等が「評註云」として注釈されている事で、その意味では一種の学術書であるとも言える点である。その自跋に曰く、

右此兼好物語は、古物語の例を以て今新にしなおしおはりぬ。ならびに評註をのぶ義は、愚筆憚ある方も侍れど、共に童蒙の入興にそなへ侍るのみ也。此一興の縁にちなみて、猶ふかくもめて徒然草の正義を得て廃悪修善を知るべき事、予志の本意それかくのごとし。

つまりこの書は、例えば「へ此わたり」は、此あたり也、「へいなみて」はいやと云て也」等と、甚だ基本的な語彙にまで注釈が付されている事からも了解せられる通り、徒然草の入門書、或いは古物語の入門書として初学者向けに執筆された、参考書の如きものであったのである。『しらずよみの歌反古』では、ある児童が閑寿の許に和歌の手ほどきを受けにきたというような詞書が見出せるが、『兼好諸国物語』は斯様な和歌の道を志す児童・初学者を対象に執筆されたものであって、それは又、和漢の故事を縦横に翻案し、『誹家大系図』に「俗事ノ文詞ニ妙ヲ得テ」と評される鷺水の浮世草子とは、全く性質を異とするものであったと言わなければならないのである。

次に『岩つゝじ』（正徳三年刊）は半紙本二巻二冊、京都澤田吉左衛門板。題簽には「男色」の角書あり。六葉の挿絵が入る。序文には延宝四年八月十五夜にこれを編述した旨が見え、その文末に「北村季吟書之」とある。その内容は、古今集以下の勅撰集、大和物語、宇治拾遺物語、袋草紙、拾玉集、古今著聞集、徒然草、松帆浦物語等の諸書から、男色に関わる和歌・和文を抜粋し、簡単な注釈を添えたもの。正徳三年二月の年記がある「洛下散人 萱草生行」なる人物の跋文には、この書が刊行された経緯が以下の如くに記されている。曰く、この『岩つゝじ』一帖は当初誰が書いた物か判らなかつたが、数年前、自分は北村季吟老人の述作した旨のあるそれ入手し、常に座右に置いて賞翫していた。そして或る時、それを「隠士鳧舟子

閑寿法師」の披見に入れた所、閑寿から、

此一章、いづれにもなみ／＼の人の撰定にはあらず。めづらしくも集記せられたり。誠に男色を好める人の分て美歎とするに足ぬべきもの也。

と言われた。因って我独りで楽しむ事は仏の訓誡にも背く事であるから、世の人の入興にもなれとこれを公にしたのだ、と言う。萱草生行の如何なる人物かは未詳であるが、何れこの人も、閑寿の周辺にあつた和歌、乃至は和学仲間なのであらう。

猶、南畝の『三十幅』に収められるのも、この正徳刊本の写しである。又、嘉永二年正月、大坂長門屋兵助が刊行した『歌人漫筆』二卷二冊（東北大狩野文庫蔵）は、上の正徳刊本の改題後印本であるが、序文末の「北村季吟書之」という語、及び跋文に見える「于時正徳第三曆仲春」の年記が削除されている事も、蛇足ながら記しておく。

* * *

以上、閑寿の『集説』と『歌反古』を中心に、彼の学問的背景、及び交遊圈を考察して来たが、ここで今一度、最初に掲げた問題を問い直してみよう。梟舟子閑寿は青木鷺水か——。先ず第一に、本稿の最初で考えたように、所伝に従う限り、彼等の年齢は明らかに齟齬を来している事、第二に、その学風及び作風は、青木鷺水の如くに和漢に渉る博識を披瀝するようなものではない事、第三に、閑寿の交遊圈に俳諧点者鷺水であれば当然あつて然るべき俳諧師の名前を一つも見出す事が出来ない事、そして第四に、閑寿の著作全般を見渡してみても、鷺水が閑寿名義を使用する必然性が見出せない事、これ等に拠つて閑寿が鷺水とは別人である事は先ず明白ではないかと思われるのである。閑寿・鷺水同一人物説の抑もの淵源である書籍目録が、何故『集説』の著者を「鷺水」としてしまったのか、その真の経緯はもはや知る由もないが、ともあれ以上の考察によつて、忘れられていた元禄期京都の和学者の輪郭が、未だ臆気ながらではあるが、文学史上に浮かび上がったのではないかと思う。

注

1 拙稿「舌耕徒然草——『諸抄大成』以後諸注釈の展開——」（『雅俗』二・平成七年一月）。猶、閑連するものに、市古夏生

「近世における重板・類板の諸問題」（『近世初期文学と出版文化』所収。平成十年刊、若草書房）あり。

2 恐らく所謂天下の孤本であろうから、もう少し詳しく書誌を記しておこう。本書は天理図書館蔵。大本一巻一冊写。墨付五十五丁。茶色雷文繋ぎ模様表紙（原装）。題簽は「哥反古」（原装。金地木目模様、表紙左肩貼付）。内題には「しらずよみの哥反古」とある。内題下に「俗沙弥晃舟子閑寿集」と署名。最終丁表に「享保九年臘月日」と墨書。内容は閑寿自詠歌の外、若干の贈答歌を含めて約三百首が収まる。猶、本書は佐佐木信綱旧蔵本にて、『竹柏園蔵書志』にも紹介されている。

3 拙稿「『徒然草大全』の到達点」（『雅俗』五・平成十年一月）。

4 先掲小川武彦「年譜」、『俳文学大辞典』（角川書店・平成七年）「鷺水」の項（同氏執筆）等参照。

5 三之の伝、及び信綱以後の研究史については、松本節子「木瀬三之研究序―その詠歌―」（『あけぼの』一七―三・昭和五十九年）に簡潔に纏められる所。

6 但し、一つだけ臆断を加えておく。『しらずよみの歌反古』詞書の中に、「子の法橋宗哲に」云々という記述が見える。

この法橋宗哲とは、正徳三年板『良医名鑑』に「法眼村上宗柏門人 法橋、奈良宗哲 二條通御幸町角」とある人物であろうか。その著『医門俗説弁』（享保十四年刊）に外姪、芥脩の序があり、そこに奈良氏の家系を語っているが、宗哲の父の事については触れない。しかし興味深いのはその住所で、元禄四年刊『誹諧京羽二重』によれば、青木鷺水も「御幸町通二條上ル町」に住居を構えていたというから、もしこの二人が同時に御幸町二条辺りに居住していた頃があったとすれば、宗哲と鷺水は互いに面識があったとしてもおかしくはない。鷺水の宝永二年刊『和漢故事要言』の板元である上村四郎兵衛が、翌年閑寿の宝永三年刊『兼好諸国物語』を出している事などから考えれば、この宗哲の存在が、全く繋がらない閑寿と鷺水との関係に何らかの補助線を引き得る可能性はある。

附記 本稿は、文部省科学研究費補助金による研究成果の一部である。